OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	開發・地價・民事的法規 : 『清明集』に見える若干の土地賣關法をめぐって
Author(s)	青木, 敦
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2006, 40, p. 1-48
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/5416
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

開發・地價・民事的法規

――『清明集』に見える若干の土地典賣關係法をめぐって――

青木敦

はじめに

宋～明代の江西の健訟については、近年とみに研究の進展が著しい。宋元代の健訟については夙に知られていたが[1]、近年は元明代以降の江西の健訟も注目されている。宋代の饒州、信州、さらに明代江西の健訟の内容として、先人の研究をも引きつつ、鑛工業・田價上昇・徭役問題などを指摘した小川快之氏[2]、また「宋元時代に何らかの原因で形成された健訟という認識が清初においてどのように維持され、それがいかなる實態と結びついて論じられていたか」を問いつつ清代訴訟構造の解明を目指した山本英史氏[3]らの健訟研究も出來している。總じて、史料の書き手に健訟をイメージさせる諸條件は多様であるに違いなく、江西の健訟の原因を、排他的に唯一の社會經濟的現象に歸せしめることが適當ではないことは、言を待たない。しかしながら、ことに宋代において、ことさら江西という地方の健訟が問題視されたことは動かし難い事實であり、これに對して如何なる理解が最も自然であるかは、す

でに筆者も前稿で卑見を表しているので、それについてはここでは繰り返さない。

さて本稿は、宋代江西の訴訟に關するもう一つの側面について、考察したい。それは裁判における、法律重視である。特に民事的な紛爭を扱う宋代判語における法律重視といった場合、さしあたり、そこには三つの側面が從來から指摘されているように思う。第一に、宋代の法典自體が、中國王朝としては空前絶後の量の民事的法條を含んでいるという點。第二に、『名公書判清明集』[4]（以下『清明集』）等、宋代の判語は、明清のそれとは異なって民事的紛爭解決にこれらの法律を少なからず引用し、かつ地方官に法律重視の姿勢が強く見えること。この二點について、『清明集』には清代の判語に比して、豐かな民事的法規が見出せる[5]とした滋賀秀三氏は、唐の後半以降宋にいたる時代には依然として「令の存在を通じて、刑事裁判だけでなく、〔民事的裁判をその一分野とする〕一般行政分野まで含めて、すべての國家營爲を法典化された法の下に置こうとする制度意思が貫いて」おり、社會が貨幣經濟化など複雜化したにもかかわらず、「複雜な問題に對應して複雜な法をしかも法典の形式で飽くことなく生み出した」、そこから民事裁判の準據となりえる法條を明清より古い宋代に豐かに見出せる事實も說明できる、と述べている[6]。ことに第二の『清明集』中の名公が法律を重視する點については、佐立氏が同書中から指摘すべき事例をほとんど擧げている[7]。そして宋代の法律重視に關して指摘されている第三の側面として、こうした官の側ではなく、民間に、訴訟技術として法律學習が廣く行われたということ、がある。これに關し、はやく江西の「訟學」（民間における訴訟技術學習）に着目したのは宮崎市定氏であり[8]、筆者もこれについて前稿の中で、江西を中心として徽州や湖南が健訟の地であることとともに觸れた。むろん、これらを相互に不干涉の現象として捉えることは適當ではあるまい。たとえば第二の地方官の判語における法律重視が見られるからこそ、民間に法律學習が行われたとも

考えられるし、(9) 第一の民事的立法がなければ第二もありえない。さらに、第三の民間における法律への需要が王朝の民事的立法の契機となっていたという想定すら不可能ではない。そして宋代江西において、盛んなる訴訟と法律重視とは密接にかかわるのであるが、法律利用と開發や人口増との關連の具體像については、前稿當時史料的限界から、十分には述べられなかった。

だが中國王朝の裁判での法律利用に關する諸問題を考えるとき、典賣した土地の回贖を題材としつつも、均田制終焉後から清代にいたるまでを視野にいれた注目すべき論考が近年、岸本美緒氏によって出された。(10) 岸本論文の概要をここで略述する余裕はないが、誤解を恐れず、もっとも重要と思われる點を二つに絞って筆者なりの解釋を示したい。まず第一は、物價上昇と土地紛爭、および土地取引法制定の關係である。すでに氏は從來の研究で、萬曆の長江デルタを中心とした地價上昇と訴訟増加の關連についての事例を示しているが、(11) 同論文では唐代以來の土地紛爭と、これに關する立法等が、物價變動と關わる事例をも舉げている。(12) そして第二に、『清明集』においては回贖を認めるか否かをはっきりさせる形の裁きが主流であるのに對し、清代には、明末以降の物價上昇期を通じて形成されてきた找價慣行(13)の土壤の上で、金額で訴訟當事者双方の利害の均衡點をもとめる形の裁判が一般的になり、また典賣の不滿を訴える出訴年限制限型の法律も清代には使われなくなった、という議論が展開される。この二點は戸婚田土の訴訟の中でも主要な問題の一つである回贖問題について實證的に導き出された論點であるが、さらに筆者なりに敷衍するならば、様々な訴訟において、宋代(『清明集』の世界)の判決は法律を利用し裁判官が白黒はっきりさせる「裁き」という印象を與えるのに對して、明清のそれが調停とたとえるにふさわしいのは、(14) 找價慣習のみならず、民事的な利害對立を吸收してゆくような様々な慣習(岸本氏の找價慣行についての表現では「「俗」

の厚み」、二五〇頁）が發達してきたからではないかと想像する誘惑にかられる。

氏の敘述の中心が物價に置かれる一方、一般的には物價上昇以外の土地紛爭要因も從來から指摘されている。宋代の法律利用の傾向に關連し、筆者は以前、宋代の「二〇年規定」（二〇年を區切って土地爭いを受理しないとする法律、後出）についての王炎『雙溪類稾』中の史料を紹介した際、そこに湖南における開發と人口増＝土地稀少化經濟における、土地所有權確定への宋朝の努力を見出し得ることの可能性を指摘した。(15) これに對し、岸本氏は「そうした地域的な特質に加えて、ここでは時期的な特質として、一三世紀初頭以降の土地價格の高騰を指摘したい」と述べ、上述の議論を展開している。とすれば、氏が明らかにしてきた物價・地價という諸要因以外にこの「地域的な特質」と紛爭・法律利用とがいかに關係していたか、という問題點が殘されていることになる。この點について本稿では、若干の事例を示して論じたい。さらにもう一點、氏の論考においては、現實に十分對應できない曖昧さを含む宋代の期間限定的な法規定や明代以降の「五年規定」(16)は、裁判官の判斷の主要な基準というより、裁判官の總合的判斷の一要素、ないしはその判斷をための權威付ける修辭だ、とされている。(17) だがしばしば國法を示しつつ回贖を認めるか否かを斷じる、すなわち當事者にほぼ全面的な勝訴・敗訴を強いることの多い宋代判語の世界から見るなら、さらに宋代江西等において法律學習が熱心に行われた事實を考えるなら、やはり法律自體の内容が彼らの命運を大きく左右した實態があったように思われてならない。(18)「法」の機能には様々な側面があったと考えられる。例えば代々改變され、前代未聞の詳細さを持つ宋代の戸絕財產に關する規定の存在意義が、單なる健訟抑止にあったとは考えにくい。むしろ、あるべき家產分割の具體例を提示する、王朝による人民教化としての側面をそこに見出すことも可能であろう。裁判官とは常に法と情とを總合的に判斷するものであるにせよ、少なくと

も宋代とくに江西において、法律學習に投資することのリスクが十分に低かったということは、法が相應の予測可能性[19]を提供していたことを示唆しているのではないだろうか。

これら民事的立法および法律利用に關する物價以外の地域的諸要因、および期間限定的（本稿では出訴期限限定型等の呼稱を用いることもある）の法律の持つ機能、そして裁判官（本稿では単に地方官と稱することもある）および當事者にとっての法律の意味とは何であったか、こうした諸問題を順番に一つ一つ檢討してゆくのは行論上、容易ではない。そこで本稿では以下、「二〇年規定」を初めとした、宋代判語で持ち出される代表的な土地典賣關係の法律を三、四件、事案に即して檢討し、最後にそこから得られた知見を整理して、如上の諸論點を再考することとしたい。

一　法律利用の地域差の問題

まず具體的な事例を示す前に、法律利用に地域的偏りがあるという上述の論點のみ、本節で最初に確認しておきたい。當時の江西や湖南は獨立國などではなく、まぎれもなく宋朝の百官・法典制度の下に置かれていた。江西に際立って法律利用重視の傾向が見られると言っても、決して江西に、宋朝から獨立した訴訟制度や官僚制度が存在するなどということを、意味するのではない。しかし、訴訟當事者たちの法律に對する考え方を述べた記述においては、確かに地域差が見られる。

宮崎氏は、江西の人は訴訟好きだとされるが、『鄧思賢』なる一書があり、侮文（法律を振り回す）から欺誣、脅迫まで教え、村校で生徒に教授している、という北宋の記事をはじめ[20]、簪筆の悪名高い江西では往々にして訟學

を開き「金科之法」などにより「數百人」を集めて訴訟技術を教えており、兩浙路處州松陽にも「業鬻社」があったとする北宋の記事[21]、江西吉州・筠州では「公理雜詞」が刊行され民童が勉強していたとする記事[22]、江西に『四言雜字』なる「詞訟を教授するの書」があり兒童にまで教えられていたとする南宋の記事[23]、虔・吉等州では家學として訴訟を教える習慣があるとした南宋の記事[24]などを紹介し、「この有名な江西の訟學が、何に起因するか、一向に分からない」としつつ、南唐の影響などを示唆されている[25]。そして佐立治人氏は、このように民間の訴訟技術教授に法律學習が含まれていたことを重視され、法律を熟知することが訴訟上有利であったのは、當時の民事的な裁判では判斷基準として法律が重視されていたからである、と主張する。確かに佐立氏が主張するように、宋代の判語作者の言葉には、情との對比においても、判決における法律の重要性をことさら強調する表現が多見される。そして事實、南宋の『清明集』を見れば、江西をはじめとして各地で名公が、事細かに法律を引用し、民事的案件（土地爭いなど）に判斷を下す事例は、數多く見出されるのである[26]。

この「江西の訟學」において示された江西の事例の中で、少なくとも『鄧思賢』、『四言雜字』は明確に法律學習であると言われている。民間において法律學習が行われる他の事例として、「鄉村にて聚徒し律令を教習す」るという湖南の事例[27]、江西袁州について「天下の郡、吉〔州〕難治を稱するも、しかして袁〔州〕實に之れに次ぐ。何ぞ。編戶の內、訟を學ぶこと風を成し、鄉校の中、律を校すること業と爲る。故に其の巧僞は彌甚にして、錐刀し必ず爭い、條を引き例を指し」云々という知州の文章[28]、江南東路歙州（のち安徽省徽州）についての「歙州の民、律令を習い、性、訟を喜ぶ」[29]という記述などがある。さらに宮崎氏が紹介した簪筆の惡名高い江西の『金科之法』による學習、兩浙路處州松陽「業鬻社」、江西吉州・筠州の「公理雜詞」刊行、江西虔・吉等州における教訟など

もそうであるが、廣西の州縣學の事情について「編戸の間、學籍に預るもの有るも、其の父兄、盡く辭訴の事を以て之れに付し、錐刀の末を校爭して、以って恥と爲すを知らず」とある例(30)なども、法律學習とは明言していないが、多くは實際に法律を教えていたとも推測される。こうしてみると、少なくとも殘された事例からは、前稿であきらかにした健訟と同じように、法律學習も江西において盛んであり、また湖南などでも見られる。

さらに、宋朝制度下にあって、裁判官は等しく法律を引用していたのかと言えば、決してそうではない。例えば『清明集』を、それぞれの判語の著者に注意しつつ讀んでゆくと、當然のことながら、著者により文章の個人的な特徴がある。以下、筆者が以前行った分析をもとに、簡単に述べておきたい。例えば、范應鈴は、卷四戸婚門（爭業上）冒頭に一〇以上の判語を連ねるなど、民事的案件が比較的多いし、また蔡杭は、懲悪門、人倫門に興味深い文章を多く殘している。一般に判語に於いて法が引用されるとき、その直前に「在法」、複數の法を續けて引用するときは「在法、又法」などということが一番多いが（「法」は具體的に「令」や「勅」である場合も多い）、特に范應鈴や胡頴の判語には「准法」「准令」という言い方も少なくない。更に、また「謹按令（律）曰」など、「謹」の字を使う言い方は、翁甫獨特の表現である。極端な事例として、吳勢卿は法條文の引用を行わずに判決を下す。殘された二五の判語のうち、はっきり法の條文を引用したものは皆無なのである。蔡杭も法の引用が極めて少ない。引用する場合も、事實に一つ一つ條文を對應させる范應鈴式ではなく、冒頭に「勅……、律……、勅……」「按律……、又律……、又律……、又勅……」と法律を列舉し、以降は隨意判斷する形式が目立つ。そして一定（二五以上）の數を殘す名公七人（多い順に胡頴、蔡杭、范應鈴、翁甫、吳勢卿、吳革、劉克莊）のうち、三割以上の割合で判語中に法律引用を行うトップ三人は、翁甫（約四四%）、范應鈴（約三八%）、吳革（約三〇%）であり、翁甫

は福建崇安人であるが、范應鈴と吳革は二〇名を超える清明集名公のうち、ただ二人、江西出身者である。いずれも三割以上の判語で、法律條文の引用を行っている。約一八%の判語で法律引用をして五位となっている胡穎も、同様に開發による健訟を指摘される湖南の唯一の出身者であり[31]、判決文で范應鈴を參考にしている例もある[32]。こうしてみるとき、宋代の判語と言っても、法律への接し方には地方官の個性が見られ、また出身地が健訟の地域であるものは、この分析に限っていうならば、すべて判語において法律引用を行う率が高い。ただ、法律が引用された判語そのものが出された場所が、判語の筆者に關わらず、訟學や健訟で知られた江西・湖南において高いかといえば、筆者の調べた限り、そのような相關關係はほとんど見られない。逆に言えば、各地に赴任する地方官が、赴任地に應じて自らの判語スタイルを變化させている事實は看取されない。一方、『清明集』の法律條文引用に關する近年の諸研究を參照としつつ、事案の内容と法律條文の引用の率の關係について言えば、戸婚差役、回贖に關する事案については、特に法律引用が多いと言える[33]。

いまひとつ、次のような史料がある。先に触れた「明堂赦す、訪聞すらく、虔・吉等州、專ら家學にて詞訟を教習する有り、積して久しく、風を成す[34]」という紹興七年の記事の一年半後、紹興九年二月の吉州免解進士周南仲の上書に「臣恭讀するに、去年明堂赦書内に一項有り、虔・吉の教訟を禁止する有り。州縣を脅すを以て慮となす。臣、廟堂の上を意えば、虔・吉の贓吏を黨護する者有り、故に此を以て詔す[35]」とある。虔州、吉州の贓吏を「黨護」するものが誰であるかは明らかなでないが、中央にいる可能性もある。また宮崎氏が指摘するように、訴訟のための法律學習に對する「最初の禁令は、舊法黨が廟堂に立った元祐元年四月に發せられている[36]」し、また江西人の訴訟好きを批判し『鄧思賢』の存在を指摘した沈括の『夢溪筆談』は、當初王安石のブレーンであった沈括の失脚後、

元祐に入ってから成ったものと考えられている。[37] 一方、江西の健訟イメージの確立に最も大きな影響を持ったのは江西詩派の黄庭堅であるが、彼は周知のように、蘇軾門下で新法派とは關係が惡い。以上の諸點から、想像を逞しくすれば、もともと開發が進み、江西各地において訴訟が激しかったところに加え、神宗期以降、特に南宋に増加した江南出身の大臣[38]が、出身地の健訟の徒を含む諸勢力との關係を維持しており、中央の政爭に際してこれら江南の健訟がことさら問題とされ、法律・制度を重視し様々な新規立法によって改革を試みた江西出身の王安石に批判的な黄庭堅や沈括以降の人々が、江西における健訟や訴訟學習のイメージを流布した、との類推に驅られる。

しかし、州レベルも含めた個々の健訟關連、あるいは訟學に關する個別記事はしばしば具體的であると同時に、必ずしも江西に限られないこと言をまたず、特に政治的背景が想像しにくいものも多い。確かに葉適や朱熹など南宋の學者による宋朝の詳細な法典批判は少なからず見られるが、[39] 朱子學者によって占められる『清明集』作者たちは、江西以外の様々な地において法律を多用して判決しており、江西出身の范應鈴などは、法律重視の言動が極めて顯著である。すでに眞宗景德年間に知袁州となった楊侃が、「天下で袁州は吉州についで難治である。なぜなら、一般民の間で學訟が一般化し、鄉校では校律（法律學習）が行われており、巧みに僞小さな事をあげつらい、條文を引用し前例を指摘し、秘密を暴露しあい、訴訟が起これば百人が獄につながれて何年も解決しない」と、袁州の難治イメージ、法律學習、裁判における法律利用を指摘している。つまりかりに上記の學派的・政治的對立が認識や記述に關係するという「類推」が一部當たっていたにしても、そこには宋代裁判における法律利用、江西・湖南・徽州などでの法律學習の隆盛という事實としての前提があったことは否定できまい。地域による法律利用にかんする文化の違いは確かに存在するのである。

二　判語に頻見される法條

本節では、「はじめに」において述べた、「二〇年規定」など宋代の主要な土地典賣關係の法律を檢討すべく、判語においていかなる法律が用いられていたかを見てみよう。周知のごとく、『清明集』は淮南・江南を中心とした廣い地域に渡っており、また上に述べたごとく個人的な差異を除けば法律利用そのものに――女子分法・戸絕法のごとく多少の考察を要するものはあるものの[40]――、顯著な地域性は見られない。そこで本節および次節では、地域を限定することなく、法律條文全體を考察の對象とし、地域性についてはその都度取り上げることとする。

さて、刑事的法條が主である律を法典の柱とした明清代、特に清代の裁判にあって、「判語において引照される國法とは、具體的に言えば大體において『大清律例』なるただ一つの法典に限られ」、則例省例などが引かれることは極めて稀だった、とされる狀況と[41]、民事的方面においても多くの法律が裁判において引照される宋代史料に見られる裁判狀況とは、大きく異なる。確かに『清明集』、黃榦『黃勉齋先生文集』、劉克莊『後村先生大全集』などに見られる宋代判語を見てみると、『清明集』戸婚門を中心として、宋代おそくとも『清明集』の舞台となった南宋末期には、豐富な民事的な立法や命令發布が行われ、またそれが裁判において頻繁に利用されていた實態がうかがわれる[42]。そもそもそれであればこそ、これら『清明集』などに見られる民事的立法は早くから研究者の注意を引いており、同書の宋版戸婚門[43]のみ知られていた時代から、所載の様々な法令を整理する作業が行われてきた。こうした作業は『宋會要』『慶元條法事類』『袁氏世範』などともあわせつつ、宋代の法律を分類・整理した仁井田陞氏に始まり[44]、また徐道鄰氏も[45]『宋刑統』の内容の順序を參照しつつ、「入道」「財產」「分產」「別宅子」「抱養」「繼絕」

「立繼承產」「戶絕法」「遺囑」「田宅」「婚姻」「鬪訟」「負債」「交易」の諸項目下に『清明集』中の諸條文を配置している。『清明集』全體を通してみたときに、具體的にいかなる條文があるのかは別稿に譲らざるを得ないが[46]、結論的に所見を述べるならば、幾つかの條文が比較的多數回、引用されていることに氣づかされる。

例えば戶婚門を見る限り最も多く見られるのは、さきの

・「諸理訴田宅、而契要不明、過二十年、錢主或業主死者、不得受理」（「二〇年規定」[47]）

である。また家族財產關連の法律として特に

・「夫亡妻在、從其妻」[48]

という規定は多く引かれており、さらに戶絕財產の歸屬問題についての規定[49]をはじめ、養子關連、別籍異財の禁止、孤幼の檢校に關する規定もかなりの回數見られる[50]。だが本稿では行論上、土地典賣關係の法律に限ってみてゆくこととするが、戶婚門を通じて見たとき特に目立つことは、「二〇年規定」のごとく、出訴年限を定めた法律[51]、つまり一定年限以降は訴訟を「受理するを得ず」と定めた法律が特に多いことである。具體的には「二〇年規定」以外に、

・「諸典賣田宅、滿三年而訴以應問鄰而不問者、不得受理」[52]（以下、「應問鄰而不問者」に關する規定を「問鄰規定」と稱する）

・「應交易田宅、過三年而論有利債負准折、官司並不得受理」[53]（以下、「債負准折」を禁じる規定を「准折禁止規定」と稱する）

などの法律があるものの、これらは後に述べるように、「問鄰規定」や「准折禁止規定」といっても、それを構成

する語句が相互に混用されることが多く、必ずしも獨立した一つの法律として提示することが常に適當とは限らない。それと比べると、「二〇年規定」はかなり法律として固定化した形で引用される法律である。いま一つ、

・「典賣衆分田宅、私輒費用者、準分法追還、令元典賣人還價、即典賣滿十年者免追、止償其價。過十年、典賣人死、或已二十年、各不在論理之限」(54)

とあり、最後の「過十年、典賣人死、或已二十年、各不在論理之限」は實質的には「二〇年規定」に類似しているが、前半部分、「典賣滿十年者免追、止償其價」つまり兄弟が田宅を典賣した場合一〇年たてば田宅そのものを返還しなくとも金錢の辨濟のみに止めるという段階が存在し、「二〇年規定」の内容とあわせた段階的な文言の法規も存在したことが知られる。戸婚門ではないが、『清明集』には「已に財産を分かち滿三年にして不平を訴う、及び滿五年にして分無く違法なりと訴うるは、各の受理するを得ず」(55)とする法律も見られる。一〇年―二〇年、あるいは三年―五年と段階的に條件を厳しくしてゆくこれらの條文と比較したとき、もっとも『清明集』で多く登場するこの「二〇年規定」は、金錢的・部分的な解決をも想定していないという點で厳しく、期間も最長の部類に屬する。このように出訴年限を定めた規定は少なからず存在し、かつ、一見類似の内容も少なくない。なお、赤貧の阿章が以前の土地交易を斷賣でなく典であったとして回贖を求めたのに對し、「經て十有餘年を隔て、若し寡婦卑幼を以て之れを論ぜしも、條限を出違せば、亦た不應受の域に在り」とした事例(56)、「交易を理訴するには、自ずと條限有り。毛汝良、屋宇田地を陳自牧・陳潛に典賣せしは、皆な止だ十年ならず。毛永成、衆存の白約を執るは、乃ち十年の後において吝贖せんと欲すればなり。本縣條限を援引し、永成を坐するに虚妄の罪を以てす」(57)とした事例から、この時期（淳祐年間一二四一～五二前半期）に出訴期間を一〇年に短縮する立法がなされ、吳革が知臨安府

であった景定四（一二六三）年に「二〇年規定」の舊に復した、との説がある。[58]「條限」（法定された期限）という宋代資料に頻見される語は、出訴年限の規定を指して言う例も少なくなく、[59]確かに一〇年を限って交易を理訴できぬとした何らかの法條を吳革は指しているものと思われる。だが出訴年限については「二〇年規定」以外にもいくつかの條文が存在するのであり、一〇年を限るこの「條限」の具體的條件が既存の史料のみから不明である以上、當時すでに世に定着していた「二〇年規定」が、かくも短期間のうちに一度一〇年と改變され、また景定に舊に復したという説には從いがたい。他の一〇年規定が存在したと推測するほうが穩當であろう。

さて、當時の訴訟の大半は戸婚田土あるいは田訟といわれる民事的な爭い、ことに不動産をめぐる爭いが多いと考えられ、[60]これには無論、家産分割などについての事案も含まれる。本稿では田宅の典賣に關するものを主として、『清明集』に比較的多數回引かれている法律を檢討してゆきたいが、以下こうした三年、一〇年、二〇年といった期間での出訴年限制限型の法律が中心となる。無論、田宅すなわち不動産の典賣にかかわる法律で、出訴年限制限型以外の法律も、『清明集』戸婚門に少なくない。例えば先に、以前の土地賣買に關し先買權者の所有權主張などを想定した「問鄰規定」を紹介したが、土地賣買に際しては四鄰親戚の先買權を定めた、次の規定がある。

・「諸典賣田宅、四鄰所至有本宗總麻以上親、其墓田相去百步內者、以帳取問」

元來、『宋刑統』にはまず房親、次に四鄰に不動産を典買する權利があるとした建隆の起請が存在した（後述）。宋代を通じてこの親族・鄰地者の優先權を定めた法は「親鄰の法」「親鄰條法」と稱されて『清明集』でも多くの事例が見られる。本稿で言う出訴年限制限付の「問鄰規定」は、「親鄰の法」の一部であって、普通これを總稱して「親鄰の法」と言うが、法律の構成を理解するために本稿では分けて考えたい。後述のように「問鄰規定」と「准

折禁止規定」はしばしば合體して一つの法律となっている。また、回贖の時期についての規定[61]、重疊・盜典賣の禁止[62]、典賣に際しての離業励行[63]、合同契作成や契約書と現況が異なった場合契約書の優先[64]などを定めた法律が見られるが、やはり多く見られるのは上記の出訴年限制限型の法律である。本稿は金錢的な土地價格の變動や、開發・土地稀少化による土地の價値上昇など、回贖問題など土地の所有權移轉・回贖案件の條件を檢討することを目的としているため、次節ではとりあえず土地典賣關係で登場回數の多い「二〇年規定」、「准折禁止規定」、「問鄰規定」と「親鄰の法」を主たる檢討の對象とし、他は必要に應じて參考にする形で、それら法律の成り立ちや使われ方を見てゆきたい。

三　法利用の具體的檢討

(1)「二〇年規定」

仁井田氏は「出訴期間」の節において、『清明集』には「質地回贖に關する訴訟がしばしば見えているが、裁判は一定の證據によることを要した。その證據の一つは、買契、典契のような書證であるが、賣買もしくは典質契約の當事者の双方、又は一方がすでに死亡していて契の眞僞を證明することができないときには、官は賣地または質地の訴を受理しなかった」としてこの條文を含む判語を引用し、「又、前記の訴訟には出訴期間が法定され、期間滿了後でもまた右に同じであった」と述べて、同條文を含む別の判語を引用している[66]。一方、岸本氏は言う、この規定は曖昧だが實際には建隆三年の規定[67]の如く解釋できる。とすれば、二〇年という制限に意味はなくなる。二〇年たったか否かにかかわらず「要するにはっきりした典契があれば回贖を許すし、なければ許さない、というだけ

の話ではないか」。そして二〇年という形式的要件を前面に押し出すことで健訟の防止に効果があったが一方、二〇年を唯一の判斷基準として明確な契約書があっても訴訟を受理しないというのも「一般的な公正感覺に抵觸する」、結局諸方面の考慮と妥協の上に成立している（二二七～八頁）、と。

まずこの法律の成立・構造を考えるにあたり、最初に手がかりとすべきは卷四「契約不明錢主或業主亡者不應受理」（方岳）である。これは湯氏、郟氏の土地爭いであり、彼らの契約書に不審な點があり、方岳は、これは「契約不明」に該當すると言う。しかし、略述「法では、「契要不明なるも二十年を過ぎ、錢主或いは業主亡かりせば、受理するを得ず」とあるが、これはもともと二つの條文である。「二〇年を過ぎれば受理できない」というのは、長期間提訴がなかったことを言い、これが一條である。だが「世人」はこの法を引用するとき、二つを合わせて一つとし、法の趣旨を逸している。今回の訴訟では、二〇年に及んでいないものの、李孟傳なるものが既に死んでいるので、契約書の眞僞が誰にも證明できず、受理すべきではない」という。ここに言う二條文とは

（A）「契要不明、過二十年、不得受理」

（B）「契要不明、錢主或業主亡者、不得受理」

である。つまり本件は、「契約不明」に該當し、しかも二〇年以内であるから、（A）は適用できない（受理せざるを得ない）が、契約書の眞僞を解決すべき人物[68]が既に死んでしまっているので、もともと別の法である（B）を適用することができ、よってこの訴訟は受理せず、結局「不應受理の條に照らして、契約書を抹して一件書類に付し」云々との處置が下されている。方岳はこの「二〇年規定」を明らかに（A）、（B）別途のものと考えており、同じく方岳の卷四「寺僧僧爭田之妄」によれば、九三年間吳氏が所有してきた田產の所有權をめぐって、主に紹興三〇

年の公據を根據とし、その田產の元來の所有者たる妙緣院が所有權を主張して提訴したことになっている。そこで持ち出された「交易法」が「契要不明、而錢・業主死者、不在受理」、すなわち（B）である。一方、後に改めて取り上げる王炎『雙溪類稾』卷二一「上孫漕」には「則ち條令に自ずと明文あり、「契要不明、限以二十年」が如きは是れなり」とあり、これは（A）のみを指したものであろう。なお卷五「經二十年而訴典買不平不得受理」に見える「王侍郎の台判」の「諸典買田宅經二十年、而訴典賣不明者、不得受理」は（A）と同内容であり、一方台判中その後に言われている「況錢・業主俱亡、亦不在論理之限」は明らかに（B）を意識したものであって、いずれにせよこの「台判」も（A）、（B）を同時に、しかしながら別條件として述べている。ただ、當時の法典に「二〇年規定」の形でこの法が載せられ、方岳は（A）—（B）分離を元來の法と見る立場から合體して一條とした法典所載の形及びこれを引用する他の名公を批判しているのか、あるいは法典に（A）（B）別様に掲載されているにもかかわらず他の地方官や民間がこれらを合體して用いていると批判しているのか、にわかに決斷はできない。ただ『清明集』に頻見される「二〇年規定」は、決して常に一つの條文だったわけではなく、上記卷四「契約不明錢主或業主亡者不應受理」のようなケースでは、「世人」の用法を批判しつつ裁きを下したわけだから、當事者もこうした知識を驅使できれば、有利であったとも推測できる。

周知の事實であるが、裁判で頻繁に引用される宋代の敕・令などの法律の多くは、細かいパーツが組み合わされ通用していたものである。これは『慶元條法事類』や『清明集』に見える敕や令相互を見比べてみても明らかで、一定の文言の組み合わせによって成立している條文がしばしば見られ、また敕や令と、主に『慶元條法事類』や『宋會要輯稾』中に見られる、そのもととなったと思われる指揮や詔勅とを比較すると、やはり同様の内容がパー

ツに分かれてスクラップアンドビルドされている事例がある。(69)「二〇年規定」も同様で、「契要不明」「不得受理」を共通部分とし、その間の部分に「過二十年」「錢主或業主亡者」の双方を併せた形である。方岳の説明は、これは慣習的に「世人」が一條文となしたというものである。『清明集』巻八「立昭穆相當人復欲私意遣還」（王留耕）には「法に在りて明條ありといえども、然るに世人果たして能く遺棄の中より收養せしものは鮮し」とあり、この場合「世人」とは明らかに裁判官ならぬ一般の人々を指す。「世人」とは、當代の裁判官一般も含むかも知れぬが、むしろ訴訟當事者を含めた社會一般を指すのであろう。當時、訴訟當事者たる一般の人々が法律を熟知していたであろうこと、特に江西袁州などでは人民が法を知っていたほうが良いとする地方官の記述についてはすでに述べたが(70)、右の王留耕の一節も、法條を知らぬ世人に對する批判である。また後に「親鄰の法」で再び見るが、「百姓、多く親鄰の法に曉ぜず」と「親鄰之法」における優先順位の詳細を民が理解していないことを嘆き、「慶元重修田令」と「嘉定十三年刑部頒降條冊」を持ち出して解決を圖る事例もある。(71)方岳や胡頴、王留耕――そして明らかに范應鈴や吳革もそうである――が判語におけるしばしば見せる態度とは、自らの法の詳細への通曉であり、法に通じていない人々（世人）への批判である。ただ無論、法律の文言そのものが常に公正感覚や常識を超越して判決を縛るのではなく、あくまで人々が法意を理解していることが重要なのである。(72)そこで當事者の利害が衝突したときは、當事者が宋朝の法律を必要に應じてより詳細に知っている必要があるというのが、北宋の楊侃や上記名公の見方である。

ところで（A）、（B）、およびそれらが合體した形である「二〇年規定」はいつごろ成立したものであろうか。後述のように（A）はすでに王炎（一一三七～一二一八）の知臨湘縣のときの手紙に現れる。彼は乾道五（一一六

九）年進士後、初めて臨湘縣の知縣となったというから（『雙溪類稾』序）、（A）は遅くとも一一七〇年代前半には存在したと考えられる。また、「二〇年規定」をそのまま用いている事例の中で、巻四「呉肅呉榕呉檜互爭田產」は一二三三年か二四年、巻九「過二十年業主死者不得受理」（呉革）は文脈から一二六〇年前後と思われる。一方（B）を用いた方岳の巻四「契約不明錢主或業主亡者不應受理」は、妙緣院の初回の提訴一二五二年以降、方岳死亡の一二六二年までの間、つまりおおよそ一二五〇年代後半頃かと思われる。とすると、恐らくは（A）、（B）は一三世紀初めには併わさって「二〇年規定」として、官民に通用していた。だが『清明集』名公の中でも方岳のみは例外的に、この法律の本來の姿である（A）、（B）を分離して適用することがあった、ということであろう。

次に「二〇年規定」（A）が元來有していた機能について、南宋初期の一史料を見てみたい。津田芳郎氏は、宋代の土地に對する諸權利に關して、立價交佃の認められた官田および一般的な私的な所有地の双方において、承佃者は、「絕賣權・典當權といった處分權」と「使用收益權・賃貸權」を有している、とされる。[73] こう考えると、「二〇年規定」は土地の處分權にかかわるものであるということもできる。一方、佃戸の使用收益權について言えば、以前より剗佃にかかわる詔令が多く知られてきた。[74] 特に戰火で荒田がひろがった淮南や、湖北の事例が多く知られており、例えば從來よりよく知られた湖北の事例として、南宋中期の羅願が「重湖の外、舊と曠土多く、來たる者、開耕を願わざると謂うにあらざれども、只だ舊請佃人の包占過多なるに緣り、既に偏く耕すあたわず、剗請あるに遇えば、輒りに已耕熟田なりと稱し、請佃を容れず、檢視定奪は、紛然として已まず」[75]と述べるように、土地が豊富であり勞働力が不足していた湖北では、舊請佃人が包占し、新たな希望者があった場合にも、已耕熟田であることを理由に請佃を容れず、その結果紛爭が絕えなかった。

一般論として言えば、人間が新たに入り込み開墾を進めている地域、あるいは他所より移民が入り込み、土着の人々との間での土地交易を含めて開墾が進んでいる地域の土地の權利關係はトラブルが生じがちである。宋代の場合、史料的制約から各地域の具體像の詳細を知ることは難しいが、それでも開墾における已耕熟田に對する劉佃に關するある法律（指揮）と、「二〇年規定」が用いられた背景、そして土地の權利關係確定をめぐる裁判や法の役割についてある程度の示唆を與えるのが王炎の孝宗期の手紙である。少し長いので、現代語譯で引用したい。

臨湘という縣は、土地はただ一鄉であり、民はただ數千戶である。江浙の繁難の縣とくらべれば、ここの訴訟は百分の一にも及ばない。しかし、私の遲鈍不才によって處理しようとしても、民訟を少なくすることはできず、心を盡くさなければ一縣の人々を治めることはできない。いわゆる訴訟というものは、大半が田疇の論訴である。官司が田地の訴訟に判決を下すときは、まず干照による。すでに干照があれば、管業を問題とせねばならず、そこで條例に「契要不明、限以二十年」という明文があるのである。あるいは開荒を問題とするなら、指揮に「已耕熟田、不許執舊契劉奪」という明文がある。しかし原告被告の主張に依據すれば、管業・開荒はその虛實・實態を見極めがたい。また近鄰に問わねばならぬが、さすれば事の曲直、人の情僞は、證言が得られて逃げることはできない。

ところで臨湘の人々の田土の爭いは、他の地方とは異なっている。契據があるが土地の境界の不明な者、あるいは納稅しているが契據のない者、あるいは一文一粒の稅をも納めずまた一字の契據もない者がいる。私は事態を鑑み、人の事情を考慮し、法律の意圖により、心を平らにして裁きをつけており、私意によって事を曲

げることも、胥吏の誘惑に乗ることも決してなく、これは縣民みなが知っているところである。(76)

ここで着目しておくべきことは、上述のように「所謂詞訟は、半ば是れ田疇を論訴す」と、臨湘縣（湖南岳州）のようなフロンティアにおいて訴訟の半ばが田土をめぐるものであったこと、裁判の基準は、上記『清明集』などからの引用と同じく、まず干照（證據書類）であること、そしてすでに干照があるケースでは、管業（現に所有している者）と、開荒（開拓した者）を明らかにすべきこと。さらに、管業を問題とするには「二〇年規定」の（A）と見られる、「契要不明、限以二十年」という「條例」があり、開荒を問題とするには「已耕熟田、不許執舊契劉奪」という指揮がある、ということである。後者の指揮は、「すでに耕して熟れた田を、ふるい契約を持ち出して劉奪することは許さぬ」という意味であり、未開の地を入手し、開墾の勞をとって熟田とした者の所有權を認め、元の地權者の「劉奪」を認めないという指揮である。上記の羅願は、舊請佃人の土地を劉請する人があった場合には、已耕熟田なりと稱し包占したという新たな問題點を提起しているが、この古い契約による劉佃を許さぬという指揮はむしろこの舊請佃人に有利に働いたに違いない。舊請佃人の包占の背景には、開墾後に、未開拓であったときの地權者が、古い契約書によって、これを「劉奪」しようとする實態もあったのであろう。こうした劉奪は開發による已耕熟田の價値向上に伴って、各所で見られたと予想される。

もっとも、王炎の文の主意は、「而して、臨湘の人戸の田土を爭競するは、又た他處と同じからず」以下、臨湘縣は他所と異なり、契約書や稅産がいい加減なので、王炎自身は人情や法意をくみ、私情や胥吏に惑わされずに裁いている、という點であり、しかもここでは省略したが以下延々と裁判に臨む心構えが述べられているから、王炎

の主張は、當時まったく開發最前線であったと考えられる臨湘縣では、契約書や稅產が不明確であったためにこれらの法律は十分に効力を發揮せず、結局人情・法意を勘案し總合的な判斷をしなければならなかったというところにある、とも言える。これは中國士大夫のレトリックとして當然の結論とも言える。だが王炎にとって本來の「二〇年規定」（A）の効用とは、管業の確認——所有權確定と表現し得る——にあり、また右の指揮の目的は開墾戶（舊請佃人）の所有權の保全にあった。

次に『清明集』のケースに卽して、具體的にこの法律が、何をどう解決するために使われたのかを、殘された實例から見てゆきたい。まず「諸理訴田宅」「契要不明」[77]「過二十年」「錢主或業主死者」「不得受理」といった個々の文言の意味には比較的疑問がない。だがその相互關係については、不受理の諸條件が「かつ」か「または」かなど、曖昧な點が多いことは岸本氏がすでに指摘している通りである（二二七頁）。例えば卷四「王九訴伯王四占去田產」（范應鈴）では、「二〇年規定」を引いた次に、「今業主已に亡く、而も印契も亦た十五年を經」として受理していない。「しかも……亦た」という表現をしており、これは「業主已亡」という不受理條件を滿たしていて、「かつなお」という意味にも取れるが、十五年という點は明らかに「過二十年」という不受理の要件を滿たしておらず、結果としては「錢主或業主死者」のみを滿たしている。またこの條文が（A）（B）二つの條文であることを明言している方岳の卷四「契約不明錢主或業主亡者不應受理」では、「此の訟、未だ二十年に及ばざると雖も、而して李孟傳、久しくして已に死すれば、則ち契の眞僞、誰か之れを實證せん、是れまさに受理すべからざるなり」とあり、關係者の死亡で契約書の眞僞が明らかにできないとして（B）を引いているので、同樣に二〇年という不受理の條件期間は滿たしていなくとも、關係者の死亡で不受理としている。こうしてみれば、兩者は「または」で結ばれる

べきであると考えられるが、いずれにせよ、契約を明確化する方法が残されているか否か、という點が、不受理に該當するか否かの分かれめであると言えよう。またいま一つ留意すべきことは、「不受理」とされても、必ずしも門前払いではなく、實際には裁判を行い訴訟を受理していることである。本稿でも仁井田氏以來の「出訴期限」という語を使っているが、決して提訴された事案を受理しなかったとは限らない。一方、卷四「王九訴伯王四占去田產」（范應鈴）には「二〇年規定」引用後に「今業主已に亡く、而も印契も亦た十五年を經、縱え交易不明なりと曰うも、亦た受理の數に在らず」と述べている。つまり取引が不明であれば、本來受理の數に入れる、と讀み取れる。

そして一般に、受理しないという決定自體が、決して常に官司が中立ということを意味するのではない。むしろ不受理は訴訟を起こした原告に不利な結果をもたらすのが通常である。例えば上記では原告の王九や吳檜が結論的には敗訴しているし、卷九「過二十年業主死者不得受理」では孫宅の田產を、五〇年以上前に質出ししたものだとして贖回を申し出た沈邦政の理贖を退けた仁和縣（臨安府）の決定を、同法を引用し「今、沈邦政既に合同典契無く、又た五、六十年を隔渉す」として支持し、沈邦政は敗訴している。方岳の卷四「契約不明錢主或業主亡者不應受理」では、「二〇年規定」の（B）によって「則ち契の眞僞、誰れか之れを實證せん、是れまさに受理すべからざるなり〔不應受理〕。まさに不應受理の條に照し、契を抹して案に附し、據を給して學に送り管業せしむべし」と、契約書を無効として文字通り訴訟を強制終了させようとしている。しかしこの決定以前に、當事者たる郟氏・湯氏を「擧げて之れを學官に歸す」という台判があり、「此れ湯執中の訟において已まざる所以なり」とあるので、結局湯氏に不滿を殘しながらも訴訟を打ち切ろうとしたことは、實質的にはこの段階での郟氏の勝訴を意味する。

その他巻四「寺僧爭田之妄」（方岳）は原告妙緣院の、巻九「揩改契書占據不肯還贖」は吳師淵の、巻一三「以累經結斷明白六事誣罔脫判昏賴田業」（刑提幹擬）は黃清仲の主張を排除するために同法を持ち出しており、この「受理しない」とは、いずれも實質的に原告に不利な形で、事案に決着をつける結果をもたらしている。ただ、巻五「經二十年而訴典賣不平不得受理」などは范僧が「妄りに墓山を認めるの事」を吳生が訴えたものの、結局「二〇年規定」によって「論理の限りに在らず」として被告范僧の訴えを退けており、結局原告勝訴となっている。この場合は現狀維持が、「受理せず」の結果となっている。

「二〇年規定」に關して言えば、先に示した岸本氏の解釋は、二〇年を超えているという一點において明確な契約を覆している事例が見當たらない點に着目するならば、正しい指摘である。ただ右に見た巻五「經二十年而訴典賣不平不得受理」（福建建陽縣）では、敗訴した被告の家が持ち出した古い契約書を必ずしも精査するでも否定するでもなく、三〇年を經る古い取引であるとして、證人の證言などを集めてはいるが、結局「二〇年規定」に從い、現狀を認めている。またこの判語の表題も「二〇年規定」そのものである。ここで一三世紀初頭『棠陰比事』のエピソードを想起したい。成都府路陵州仁壽縣の洪氏は稅役免除の特權を持ち、ある鄰人に土地の名義貸しをしていた。二〇年が經つと彼は古く見える契約書を僞造し、訴訟を起こした。結局は契約書僞造が發覺して企みは失敗したという話だが(78)、二〇年待ったということは、二〇年が回贖不許可の年限として意識されていたからではあるまいか。ここからこの『清明集』の事例にも、一つの推理が可能であろう。つまり原告曾宅側が、二〇年を過ぎたことから現狀が追認されることを見越し、訴訟に踏み切り、范僧側があわてて所有權を主張したが結局「二〇年規定」を適用されて曾宅の所有という現狀維持が追認されてしまった、という推理である。無論これは推理に過ぎぬ。ま

た次のような例もある。巻四「吳蕭吳榕吳檜互爭田產」（范應鈴）では、事案の詳細は高橋『譯注』（五五頁～）に譲るが、約七〇年前の赤契が示す永賣の事實に「照證す可きなりと雖も」と一應の信を置きつつも、あまりに古く磨耗が激しく、その後の四二年前の回贖の過程にも不審な點があり、結局現狀と直近の典契に（上手移轉の不備があるにもかかわらず）基いて裁いている。以上の例からしてみると、二〇年という年限は、無意味であったどころか、時として當事者の勝敗を決定付ける重要な年限であって、宋代の法律學習とは恐らくこうしたことを内容に含んでいたのではないかと推測される。

（2）親族・鄰地先買權

鄰地先買權については、仁井田氏がすでに詳論されているように、建隆三年の起請が最も古いとされ[79]、ついで王安石新法期には貧にして急なる者の售（賣り）に際し阻害になるとして制限立法が行われ、『清明集』の中では前出のように

「諸典賣田宅、滿三年而訴以應問鄰而不問者、不得受理」

とその條文が見られる。『清明集』中においては、家產分割後子孫が田業を典賣し他姓が得た場合に起こり得る水利や界至をめぐるトラブルに對處する立法意圖があったとされている[80]。仁井田氏以來紹介されているが、南宋初には、米價・地價の高下による不動產の違法取得の排除を意圖している史料があり、紹興五年戶部の言に次のように見える。

戶部言えらく、「田宅を賣るは、法に依りては三年に滿ちて訴うるに、利息債負を以って准折し、或いは應に鄰に問うべくして問わざるは、各の受理するを得ず。邇來、田價は往昔より增高し、其の賣・典の人往々にして親鄰及び墓田鄰至、曾て批退せざるを妄稱し、或いは卑幼瞞昧を稱し、代書人の類、百端もて規求す。三年に滿つれば受理を許さざるの條限有りと雖も、日限太だ寬なるに緣り、詞訟を引惹す」と。詔し、田產を典賣するに、親鄰及び墓田鄰至の批退を經ざるは、一年內に陳訴し、出限せば受理するを得ず[81]、と。

またその數年後にも「近年以來、米價既に高く、田價亦た貴く、遂に詐妄し陳訴する有り、或いは五七年を經るの後、房親墓園鄰至有りて曾て批退せざるを稱す、と謂うに緣り、乞うらくは紹興令に依り、三年以上、並な離革を聽さんことを[82]」とある。この紹興令とは上記の紹興二年閏四月一〇日の戶部言を受けた「田產を典賣するに、親鄰及び墓田鄰至の批退を經ざるは、並びに一年內を限りて陳訴し、出限せば、受理するを得ず[83]」という詔と思われる。とある。すなわち、「諸典賣田宅、滿三年而訴以應問鄰而不問者、不得受理[84]」といった問鄰の條文は、もともと紹興初の米價の高騰に伴う田價高騰、それによって引き起こされた、批退（先買しないという一筆）していないと稱して親鄰、墓田、鄰至の土地を手に入れようとする事態を、三年という年限によって絕つべく發布された紹興令ないしその元となった戶部の言であった。なお上記の戶部の言の中では「而論有利債負准折」と「而訴以應問鄰而不問者」が合わさっているが、これは「應交易田宅（令）、過三年而論（典賣）」と「不得受理」を共通部分とする「問鄰規定」と「准折禁止規定」を、「二〇年規定」の方岳の理解の如く二つを合わせて述べているに過ぎない可能性も捨てきれない。いずれにせよ、紹興の戶部の言は、親鄰の法の具體化[85]が、紹興初の物價・田價高騰に對應していることを明

言している。

また『清明集』では、裁判で「親鄰之法」にいわゆる親鄰を、「慶元重修田令」と「嘉定十三年刑部頒降條冊」によって、「本宗有服紀親で鄰至を有する者」と解している。條文の引用ではないが、田令や「嘉定十三年刑部頒降條冊」までもが、民間の土地交易を律していた例である。すなわち、判語において法として示されるテキストの殆どは律、敕、令であるが、賞格[86]と見られるものもあり、一方參照對象としてはこのように、「嘉定十三年刑部頒降條冊」のような随時編まれた刑部の編纂物も見られる。おおよそ、當事者を對象に「法」として示される範圍とは、律と勅令格式の範圍であるが、當事者の間に共通のルールがない場合には、さらに臨時法的な規定までが、法として持ち出され、それにより裁判の勝敗が決まる場合もありえた。

（3）「准折禁止規定」

「應交易田宅、過三年而論有利債負准折、官司並不得受理」

この條文の意味は多少複雑であるが、おおむね、土地取引後、三年を過ぎてから利息つきの債務を土地で辨濟しようとしても、受理しない、という意味で理解されているようである。[87]判語ではないが、この「准折禁止規定」の意圖を比較的明確に述べ、從來から參考とされたものとして、『羅鄂州小集』に次の文がある。

竊に見るに、民間、昨ろ闕食に因り、田産を以て人の貿易に從い頗る穀米を得、以て饑歉を濟し、後來、歲事

既に復た訴え「元と（穀米を得るための田産の）典賣なりて見錢に非ず」と稱するもの多し。有司拘文し、往往にして准折の律を便用し、田を奪いて之れに還す。臣以爲えらく、法に在りて、利・債負有り、價錢に准折するは、虚利を累積し彼の良田を折するを謂う、故に禁を立つるを爲す。(88)

すなわち、「有利債負准折價錢」を禁ずる法（「准折之律」）の主旨とは、もと良田を賣買して虚利を相殺することを禁じたものだという。王土たる土地を貨幣の債務返濟目的で手放すことへの歯止めである。だがここで問題にされているのは逆に、後になり、現金決濟で穀米を得を得たのではなく田土の典賣で得たものだとする主張に官司が與して、「准折禁止規定」を用いて取引に用いられた田土を欠食した元地主に返還してしまう事態である。穀物は食べてしまえばなくなるので、引き換えに手放した不動産を取り戻したくなるのは人情であろう。そこで以下、こうした非常の場合には、食物と引き換えに不動産を引き渡した際は、その不動産の現金價格を契約書に書き込むよう、提案がなされている。債務の土地による辨濟禁止という「准折禁止規定」の意圖に沿って、穀物取引をあくまで金錢ベースに近づけようという提案である。

實際にこの規定に關する『清明集』の事例を見てみれば、現實に典と認めて回贖を命じているか、あるいは絕賣と認めるか、結果はいろいろであるが、事案の性格からすれば土地の金錢による交易が關係するケースが主である。例えば土地から離れない抵當（契約上、土地を抵當にして賃貸料を取る）か、正しく離業する典賣と判斷するか、という事案。あるいは離業せず、二重賣却を行った事案でもこの法律が援用された。

卷四「游成訟游洪父抵當田產」（范應鈴）では、冒頭に「准折禁止規定」を引用し、續いて「又た、法に准ずる

に、應て田宅を交易するは、並びに離業するを要し、割零の典買と雖も、亦た自ら佃賃するを得ず」と述べる。この案件では、業主（の息子）游成が、以前出賣した田を、抵當であったと訴えた。しかるに游成は現にその土地から離れていない。これに對して判決は、「今、朝〔原告・業主〕已に死し、其の子游成、輒りに當來抵當なるを以て詞と爲す。契頭亡に沒し、又た三年の外に在らば、豈に應に更に受理有るべけんや……當廳就きては游成を勒して退佃せしめ、游洪父に仰せて契に照し、業を爲し、別に召人し耕作せしむ」と退け、抵當として質出ししながら、離業していない者の所有權を認めず、強制退去させ、錢主を新たな地主として別人を佃戸として募集する(89)。離業せずに抵當に出し錢を得ることは、上記范應鈐の引く法などで(90)禁止されていたが、「鄉人は違法に抵當す」（卷四「游成訟游洪父抵當田產」）、「鄉民、田地を以て立契し、權りに有力の家に于いて典當するを行い、日を約し期を剋し、錢を還して契を取る、所在間ま之れ有り」（卷六「以賣爲抵當而取贖」）、など一般に廣く行われていた。このように「准折禁止規定」の援用に關して第一に考慮すべきは、離業と深く關わる點である。一方、典賣契約の不明な場合に離業という現狀が優先されたケースもある。卷六「以賣爲抵當而取贖」は、典か賣かをめぐる爭いで、十數年を經てからの回贖要求に對し、當初知縣は錢主である何太應に退贖を命じたが、吳革は太應の賣契を正しいとして、これを賣買と認定した。そして吳革は、はじめ知縣がこれを抵當だと判斷した理由として、〔利を求めて虛僞を申し立てるなら〕業主陳嗣祐がもともと一三貫で取得したこの土地を七貫で出賣する筈がない〔から何太應には抵當に出したに過ぎないとする陳嗣祐は正直を言っている〕、と考えるのは、人情を酌んだものといえる、だが「若し嗣祐〔業主〕の買は貴にして賣は賤なれりと曰わば、則ち寶慶から紹定に至ること亦た既に數年、安んぞ其の直の貴賤の時と與にして高下せざるを知らんや。且つ法に在りては」、として「准折禁止規定」を引き回贖を退け、何

太應の賣契を正しいとして、これを賣買と認定した。價格の下がった土地を回贖しようとするわけはないからこそこの回贖要求は虚偽ではなかろう、という狀況判斷を排して、あくまで賣買契約書に則って賣買を認めている。ここで重視されているのは「過稅離業、又た已に分曉なり」、つまり過稅と離業が行われたという現實である。そもそもこの判語の前半には「時に當たりて過稅・離業せば、其れ正行の交易爲るは明らかなり、決して抵當に非るなり」とあって、過稅と離業が行われれば抵當ではなく正式な典賣であるという認識が示されている。抵當にあらざる正式な典賣の條件としての過稅・離業の重視は、同じく卷六の一つ前、やはり吳革の「抵當不交業」により明確に現れている。その冒頭部分には、「法に在りては、諸て田宅を典賣するは、並びに須らく離業すべし。又た、諸て田宅を典賣するは、投印し稅を收むれば、即ち當官推割し、稅租を開收す。必ずや此の法に依りて後、典賣の正と爲す」とある。本件では、過稅離業せずに實質、抵當權のみ設定して質取り主の徐子政に賃貸料を納めていた質出し主（元の地權者）に不動產の所有權を認め、徐子政が賃貸料を從來の會子ではなく穀物により取ろうとした背景を、會子の下落と穀物價格の上昇に見出した。(91) 交易に當たっては、離業と納稅の書き換えを、官は強く期待していたのである。

さらに卷九「重疊」（翁甫）の例では、徐克儉に典賣された田宅が、舒元琇こと王規に、借金のカタに二重に典賣されていた。結局、徐克儉に業主の父から典來した契約書があり、屋業は徐克儉に管佃させることとなった。このとき援用されたのが、上記の「准折禁止規定」と文言は多少異なるが「典賣田地、以有利債負準折價錢者、業還主、錢不追」という「法」である。このケースでは「展轉起息を被り、算利三百餘貫に至り、逼りて典契を寫下せしむ」と供述する借金を抱えた業主が、二人に重ねて典與し、代金を得た。結局、業主の父の典の契約書を持つ徐

克倹への交易が是と判断され、一方の債権者の舒元琇こと王規への交易は退けられた。

こうしてみると、この法律は結局、既に離業しつつ、抵當であったと訴えた業主が敗訴（巻六「以賣爲抵當而取贖」）、あるいは離業しておらず抵當だから回贖したいと訴えた業主を強制退去（巻四「游成訟游洪父抵當田產」）、あるいは離業せず行われた二重賣買については借金の債務者とされる一方の買主の所有權を否定しもう一方の買手の所有權を認めた（巻九「重疊」）といったケースなど、金錢授受と（正しい土地交易たる）過税・離業が對應しない「抵當」問題や、また土地交易の紛爭に金錢授受が深く關わるケースにおいて、持ち出されて來る。土地による金錢的債務の辨濟の禁止を根本思想としたこの「准折禁止規定」がしばしば金錢を介した土地典賣案件に適用されるのは自然なことと言えよう。違法ではあっても、安定した慣習として廣く行われていた抵當は、當然のこととして、土地の價値や各種通貨のレート變化によってその安定性が失われることがある。(92) 巻六「抵當不交業」（呉革）や同「以賣爲抵當而取贖」（同）がそうであるが、後者の判では、貨幣價値的には一三貫から七貫へと下落したにもかかわらず、山林の開發が進んだところから爭奪の對象となっている。

ただ同時に意識すべきことは、やはり實際の判決における判斷基準は、あくまで契約書などによる交易の正當性である。出訴年限や良田准折の禁止といった原則が、契約書や狀況證據から得られる事實などによって裏打ちされた交易の正當性を覆すような判語が見られないことも、また事實である。(93) しかし、王炎が述べるごとく、開發地域などにおいては、その契約書や登記がしばしば確立していないからこそ、年限などによる所有權確定が法として必要となってくるのである。

おわりに

本稿は宋代の二、三の法條の檢討に終始したが、冒頭において、民事的立法および法律利用に關する物價以外の地域的諸要因・期間限定的の法律の持つ機能・裁判官や當事者にとっての法律の意味、について再檢討するとした。再びその點だけまとめておきたい。

岸本「土地市場」にも、『清明集』中の地價高騰あるいは會子等のレート變動が回贖の動機となっている若干例が示されていたが、「親鄰の法」の整備も紹興五年戶部の言等によれば紹興初期の米價・地價の高騰を背景としていた。だが一方、地價は一三貫から七貫に下落し、價格には反映されていなくとも、山林整備が進んだために回贖を圖った例もあり、また開發地帶たる荊湖地方では、已耕熟田をめぐって舊請佃人や劃請する新たな佃戶との間に紛爭が生じ、これに關する「已耕熟田、不許執舊契劃奪」なる指揮も出された。

判語の世界に見る限りにおいて、人々は、あらゆる機會を利用して利益を得ようとしていた如くに見られる。地價の上昇があれば、典を賣といい、賣を典といい、絕賣した土地を回贖しようとし、あるいは安定していた抵當關係に突如異を唱え、あるいは批退したはずであるにもかかわらず先買權を主張する、などである。土地價格變動のみならず、開發という要素も考えれば、廣く土地の價値の變動が、土地所有權をめぐる紛爭を發生させたと言い得る。物價變動にともなう貨幣價格に反映される價値のみならず、人口增大による開發によってもその「價値」（相對價格）は上昇した。本稿の題名に「地價」とあるが、それは「土地の價値」であり、貫で示される金錢價格のみならず、勞働力その他の資源に對する相對價格をも意味する。そして檢討した限り、紛爭が發生した場合、長

期（三年、二〇年など）にわたって安定していた現状を變更しようとしている側に、不當な利益追求の動機が存在するであろうという理解が、出訴期限設定型のこれら一連の法條に通底して見られる。宋代の判語において、それは健訟抑さえといった地方官の姿勢表明と見るより、多くの場合はオール・オア・ナッシングの眞劍勝負にかかわる基準と見た方が自然である。物價高騰、人口増、開墾といった土地の價値を高める事態が發生し、かつ他の慣行の蓄積（岸本氏が找價慣行についていわゆる「「俗」の厚み」）が形成されていない狀況下においては、法の提示による合意調達への需要は比較的大きかったに違いない。

地域という點から考えるならば、前稿の繰り返しになるが、福建とともに五代宋元にもっとも開發が進んだ長江中流域、つまり江西や荊湖地方において訴訟が多かったことは、人口増から考えれば理解しやすい。例えばボズラップは一般論として人口急増が地權をめぐる訴訟を増大させると見るし(94)、楊國安氏によれば、明代中期以降清代に至る時期にも、袁州や吉州の民が湖南に遷り、「凡そ健訟犯科の者は、多く流寓浮籍に系り、土着の者は稀なり」(95)と土着のものではなく彼らが健訟を引き起こしている狀況があったようである。氏はこの時期、湖南はすでに開墾されて土地資源の逼迫がはじまり、移流してきた人々は里甲制のコントロールにも入らず、また宗族禮教の縛りもない狀態であったことを指摘する(96)。「移民流入による人口増とフロンティアの減少により、土地などの資源をめぐる競争が激化」した結果、元代江西の墓地紛爭が惡化したと見るのは中島樂章氏である(97)。

通貨供給や米價と、開墾・新田開發との一般的關係については、今後の檢討課題とせざるを得ないが、遅くとも唐末には長江下流域、ついで江西へと開發が續き、さらに宋から明中期にまで吉州や袁州から湖南への人口流入が續く中、宋代の江西、明代には特に吉安について、健訟が強くイメージされていた。滋賀氏が説明する宋朝の法典

體系とは、結局は『清明集』などに見えるこうした「複雑」な社會に對應する法律を生み出し續けるものであった。しかしながら、裁判において民事的法律が多用される宋代裁判の狀況は、確かに中國法制史上においては特異かもしれないが、本稿で考察したこの宋代の二、三の法律條文を見る限り、これらをすべて、宋代あるいは中國獨自の法律と考えることは必ずしも妥當ではないように思う。例えば仁井田氏は前揭論文「第四節　親族及び鄰地者の先買權」の冒頭において、ドイツの法制史家の文獻を引用しつつ、親族・村落民の同意權・先買權の一般性について述べている。(98) また近年、堀井聰江氏は古典イスラーム法から現行エジプト民法典に至る不動產の共同所有者、鄰接所有者などの先買權について論じている。(99) してみると、宋代の「親鄰の法」の理念は、世界史的には特異なものとは言えないようである。また「二〇年規定」は日本の武家法に、近いものを見出すことができる。南宋と同時期（一三世紀）の日本中世法においては、よく知られた「永仁德政令」、および初期の武家法『御成敗式目』に見える第八條の知行年紀法などが、單なる偶然か、なんらかの關連があるかは未だ不明であるにせよ、少なくとも條文の意味の上では上記「二〇年規定」に似ている點は指摘しておきたい。(100)

まず、時期的には前後するが、前者は一二九七（永仁五）年三月に發布され、

一、質券賣買地事

右、於地頭御家人買得地者、守本條、過廿箇年者、本主不及取返、至非御家人幷凡下輩買得地者、不謂年記遠近、本主可取返之。(101)

と明示されている。「御家人の買った土地は、賣却後二十年を經過した場合、賣主は取り戻せない」(102) の意であるが、

二〇年を區切ってそれ以前の取引による不動産所有權はもはや爭い得ないとする點においては、「二〇年規定」と同様である。御家人の利益を保護する永仁德政令以前にも年紀法適用例はいくつか見られるが[103]、一二三二（貞永元）年制定の『御成敗式目』第八條「雖帶御下文不令知行經年序所領事」にははじめて

右當知行之後、過廿ヶ年者、任大將家之例、不論理非不能改替、而申知行之由、掠給御下文之輩、雖帶彼狀不及敘用。[104]

とあり（知行年紀法）、二〇年以上知行している所領は改替を論理しない、という。近年、長又高夫氏は、知行年紀法が平安中期以來、公驗とともに年序が秩序安定の由緒として認められてきたとしつつ、この第八條のように「公驗よりも「年序」を重んずる法思想がいつ生まれてきたのかは嚴格に考證する必要があ」り、また「二〇年という年紀が何に由來するのか不明であるが、執政期の判例として自明であったとは到底考えられない（その様な判例は一例も確認出來ない）」とする。[105]また筧雅博氏は、前出『棠陰比事』「江分表裏」に注目しつつ、知行年紀法が宋代中國に起源するのではないか、との予想を述べる。[106]一三世紀日本の武家社會の慣習、秩序と、同時期の江南各地の社會のそれとでは、また日本中世武家法が對象とした御家人等と、同時期の江南において上述の法律を用いていた健訟の人々とは、大きく違ったものであろうが、しかし二〇年が經過した時點で、古い契約書の内容よりも、土地所有の現狀を優先させるという法律の方向において、知行年紀法と南宋の「二〇年規定」の間に共通性を指摘することはできる。無論、これのみから永仁德政令や『御成敗式目』の知行年紀法と中國法との直接的關連を論じることはできないが、さらに唐律において禁止規定のみ見られる「越訴」が、中國法においては宋代に爆發的に多見さ

れるばかりでなく、[107] 健訟の代表的な行為として記されること、永仁德政令にも宋代法にも不受理型の法規が多いこともまた、永仁德政令が宋代法をも視野に理解されるべきことを示唆しているように思われる。しかし、日本中世の武家法と宋代法を關係を論じようとすれば、日宋交流、特に臨濟宗をはじめとした佛教僧の動向、公家の法務官僚と幕府との關係、その他參照せねばならぬ事項が多くあり、一方筆者は日本史や日宋交流史に關しては素人であるので、これ以上の議論は現在まだできない。さらに、現代でも民法上取得時效があるが、宋朝の民事的法規、江西の訟學等については、中國法の傳統上の問題という視點のみならず、インフレ、開發地域での土地相對價格上昇や契約不完備、法と取引コストの關係といった、より幅廣い角度からの檢討が今後必要であろう。

注

（1）これについては青木敦「健訟の地域的イメージ――一一―一三世紀江西の法文化をめぐって」『社會經濟史學』六五―三、一九九九。以下、「前稿」と稱する。

（2）小川快之「宋代信州の鑌業と「健訟」問題」『史學雜誌』一一〇―一〇、二〇〇一、同「宋代饒州の農業・陶瓷器業と「健訟」問題」『上智史學』四六、二〇〇一、同「明代江西における開發と法秩序」大島立子編『宋――清代の法と地域社會』東洋文庫、二〇〇六。

（3）山本英史「健訟の認識と實態――清初の江西吉安府の場合」大島『法と地域社會』。吉安に關してはなお方志遠「明代吉安的爭訟」『江西經濟史論叢』（江西師範大學歷史系經濟史研究室）第一輯、一九八七を擧げることができる。ここでは、明代吉安の健訟は田產墓地の爭奪と賦役不均等に多く發するとし、田少人多すなわち當時の人口壓の高さが大戶による兼併や大戶間の土地爭奪を招いたなどとしつつ、南宋江西の健訟記事を引き、明代吉安の爭訟頻繁の諸要因すなわち人口增加、田土不足、土地兼併、賦役不均等、家族組織強化、理學の風の隆盛、商品經濟發展、仕官の家の增加等々は、すでに南宋には見られるようになっている、との所見が述べられる。

(4) 本稿はとくに明記しない場合も、『清明集』戸婚門の解釋においては高橋芳郎『譯注「名公書判清明集」戸婚門――南宋代の民事的紛爭と判決』創文社、二〇〇六に基本的に依據している。また、戸婚門のテキストとして、本書所載の原文は他の活字本テキストに比しても最善の校勘が行われている。戸婚門以外はすべて、中國社會科學院歷史研究所宋遼金元史研究室點校第二版、中華書局、二〇〇二によった。

(5) 滋賀秀三『清代中國の法と裁判』創文社、一九八四、二七二、二九五頁。

(6) 滋賀秀三『中國法制史論集――法典と刑罰』創文社、二〇〇三、二七～二八頁。

(7) 佐立治人「『清明集』の「法意」と「人情」」『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、一九九三。

(8) 以上、宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構――元典章成立の時代的・社會的背景」『宮崎市定全集一一宋元』岩波書店、一九九二、もと一九五四。二〇六～二一一頁。

(9) 佐立「『清明集』」は、法律の熟知が當事者にとって有利なこと「から逆推して、當時の民事的裁判においては判斷基準が他ならぬ法律そのもの」だという予想が成り立つ、とされる。

(10) 以下、特に記さない限り、岸本美緒「土地市場と「找價回贖」問題」大島『法と地域社會』。必要に應じて頁數をカッコで示す。

(11) 岸本美緒『清代中國の物價と經濟變動』研文出版、一九九七、二三二～二三五頁。

(12) 『宋刑統』中「元和六年（八一一年）後來の典賣物業を條理するの勅文は一ならず」云々とあり、「土地紛爭解決の具體的な指針となるような法令」として長慶二（八二二）年の起請、長慶四（八二四）年および建隆三（九六二）年の勅が擧げられ、貞元・元和年間（七八五～八二〇）の通貨緊縮の時期をうけ、元和一五（八二〇）年に改革が行われたという。『舊唐書』卷四八食貨、元和一五年八月、『冊府元龜』卷五〇一錢幣、同月、中書門下奏に、「閏正月十七日勅に百寮に錢貨輕重を議せしむ」として物重錢輕に對する諸政策が提案され、裁可されているが、中書門下の言にはさらに「其の土乏絲麻、或いは地邊塞、風俗既に異なり、賦入同じからざれば、亦た商量し所司に委ね裁酌し、便宜に隨いて處置せんことを請う」（『冊府元龜』）とある。價格下落が意識され、その對策が講じられていていたことから、これにより八二〇年代に景氣・地價が回復した後、『宋刑統』所載法令が發布されたことは

十分に推測できる。さらに『清明集』の回贖に關わる二五事例には「一二世紀後半に行われた賣買から數十年を經て」この時期提訴されている例が少なからず（約六件）見られ、これらの事案の時期が開禧以降のインフレとほぼ重なっていると指摘する。胥吏、豪民、訴訟ゴロの活躍する所謂「南宋社會」を描く際に大きく依據している『清明集』『黃氏日抄』などこの時期の朱子學者の史料の時代背景に、開禧インフレがあるという事實が、あらためて喚起される。明清においても氏は、江南、華北などの例を引きつつ、找價回贖風潮は地價が上昇へ轉じるときの傾きの變化を背景としていると指摘する（二四五頁）。なおﾎｱﾝ氏は、インフレにおいて、回贖を脅迫の材料に、地價の上昇分を回收することを找價と解する。Philip C. C. Huang. *Civil Justice in China : Representation and Practice in the Qing*. Stanford University Press, 1996, p. 37。

(13) 宋代には找價は一般的には慣行化していなかったが、嘉定『赤城志』卷三七「天台令鄭至道諭俗七篇」に「已典而就賣者、酬其價。限滿而取贖者、聽其贖」とあり、典した土地を賣に變更する場合には、業主は相應の價格を受け取るのが道理である、という認識はあった。

(14) 佐立「『清明集』」參照。

(15) 二〇〇四年八月一二日、戸隱における「舊魏書研究會」での「宋代江西の法文化と契約」と題する報告。その内容は、「二〇年規定」（筆者は當時「二〇年の法」と稱していたが、岸本「土地市場」に從って本稿では「二〇年規定」とする）が「用いられる背景として、健訟（訴訟を好む風潮）が問題となっていた長江中流域開發地帶に代表される、開發・人口增加・土地稀少化地域における所有權確定への宋朝の努力を指摘することができるのではないか」と、岸本氏が前揭論文において紹介している通りである。

(16) 明清時代に找價回贖關係の標準的な既定となった『弘治問刑條例』などにみられる法。『皇明條法事類纂』卷一二「已分家產不許告爭賣絕田地不許告贖有辱罵捏告勘問官者照刁徒處置例」（成化五年）に引かれる兵科給事中題奏などがもとになっているが、清代以降さらにこれも使われなくなるという。岸本美緒「明清時代の『找價回贖』問題」『中國――社會と文化』一二、一九九七に詳論。

(17) 以上二三一、また二三四、二四九頁。また契約後の年限（宋代）あるいは絕對年月（元代）によって訴訟を受理

しない法律は長期的に契約秩序の安定化に資するか疑問であり（二三四頁）、明代の「五年規定」のような法の機械的適用は當事者に不満を殘すと感じられる（二四八頁）、とされる。

(18) 佐立「『清明集』」參照。

(19) 當時の裁判の法源が法律よりも「情理」であったという原理からすれば（滋賀『清代中國』）、法律が予測可能な判斷基準を提供してきたという見方には異論もあるだろう。しかし律例の刑事的な條文すら、ある犯罪をしたときの罰の重さについての予測可能な基準を提供していたと言い得るのであって、法律が罪や判決結果についての予測可能性を提供していた側面を全く否定することはできない。

(20) 『夢溪筆談』巻二五。この記事は、宋の『折獄龜鑑』、『棠陰比事』、元の『輟耕錄』などにも引用されている。

(21) 『癸辛雜識』續集巻上「訟學業胥社」。

(22) 宮崎氏が前掲論文で考察するように、明の吳訥が書いたと思われる。上記『棠陰比事』記事の續き。

(23) 『宋會要輯稿』（以下、『宋會要』）刑法二―一五〇紹興一三年閏四月一二日、刑法二―二六紹興一三年八月二三日。

(24) 『宋會要』刑法二―一五〇紹興七年九月二一日。

(25) 以上、宮崎市定「宋元時代」。

(26) 前稿においてもこれには触れたが、そこで述べた范應鈴以外にも、さらに法律によって紛爭が即座に解決するという江西における地方官の言として、楊時が虔州司法であったとき、「公燭理精深曉習律令、有疑獄、衆所不決者、皆立斷」（『伊洛淵源錄』一〇「楊文靖公墓誌銘」）。

(27) 『浪語集』巻三二「先大夫（薛徽言）行狀」、「奏本路（湖南）不便于民者十事、乞委憲司覺察違戾……六曰、鄉村衆徒教習律令」佐立前掲論文參照。

(28) 正德『袁州府志』巻一三楊侃「新建郡小廳記」「袁之於江南中郡也。地接湖湘、俗雜吳楚、壤沃而利厚、人繁而訟多。自皇宋、削吏權而責治術、天下之郡、吉稱難治而袁實次之。何者。編戶之內學訟成風、鄉校之中校律爲業。故其巧僞彌甚。錐刀必爭、引條指例、而自陳訐私、發隱以相報、至有訟一起而百夫繫獄、辭兩疑而連歲不決。皆謂幣在民知法也。抑法者民之所御勒、嘗聞上執之可以御下、下持之可以犯上也。是故子產鑄之於鼎鄭國不聞不治、商

君令之於市、秦人不聞不畏、且民者冥也。以其冥然無知所以難治也。今袁之民、既皆知法、是非難治也、其在上者、紊其政、故民得以紛紜於下也、嗚呼吏不廉法不平非袁民口不可塞也」。前稿參照。

(29)『歐陽文忠公集』外集卷一一「尚書職方郎中分司南京歐陽（澈）公墓誌銘」「歙州民、習律令、性喜訟、家家自爲簿書。凡聞人之陰私毫髮坐起語言日時、皆記之。有訟則取以證、其視入狴牢就桎梏、猶冠帶偃簀恬如也」。前稿參照。また元豐の記事として『溪堂集』卷一〇「故朝奉大夫渠州使君季（復）公行狀」に「大抵歙之六縣、事皆煩劇、士大夫畏之、如沸鼎之湯、不可嚮邇、而休寧尤甚」、大觀年間の記事として『丹陽集』卷二四「宋左宣奉大夫顯謨閣待制致仕贈特進謚文康葛（勝仲）公行狀」に「以議廟制與時論不合。責知歙州休寧縣。歙地多巖嶮、其民狠愎健訟、歲斷大辟、以百計。在江東、號最難治、而休寧尤甚。故諺稱、鑊湯滾處。銓曹選注、無願往者」などとある。

(30)『宋會要』崇儒二―二四「政和學規」には新差提舉廣南西路學事洪擬の言として「編戶之間、有預學籍者、其父兄盡以辭訴之事付之、校爭錐刀之末、而不知以懲恥。欲望特降睿旨、應州縣學、非爲戶首、而輒訴本戶事者、官司不得受理、仍坐以謗訾爭訟之罰」とあり、廣西においても、學校での知識を訴訟に轉用していた事實が知られる。

(31) 以上、Aoki Atsushi "Sung Legal Culture : An Analysis of the Application of Laws by Judges in the Ch'ing -Ming Chi" *Acta Asiatica*, 84, 2003 參照。

(32)『清明集』卷一四「不爲劉舍人廟保奏加封」（胡頴）に「又近得名公所謂對越集者讀之、竊見其間施行、有適相類者、是則我心之所同、然明公已先得之矣、尙何言哉」とあり。

(33) 劉馨珺氏は『清明集』中の戶婚差役の事案二〇〇件の中、五三%が法條を引用しているとし（『明鏡高懸――南宋縣衙的獄訟』五南圖書出版、二〇〇五、三五七頁）、また『清明集』中、找價回贖に多少とも關係する事案二五件のうち、約四分の三が法の具體的内容を踏まえて判斷している（岸本）のと比較すれば、戶婚門などに限らず『清明集』全體での法律條文引用の率は、翁甫・范應鈴・吳革でも三割～四割と、少なくなっている。

(34)『宋會要』刑法二―五〇紹興七年九月二二日、注(24)參照。

(35)『三朝北盟會編』一九三「炎興下帙」、紹興九年二月、冒頭に「吉州布衣周南仲上書」。また『建炎以來繫年要錄』（以下、『要錄』）一二六紹興九年二月も略同。この周南仲とは水心先生葉適の弟子の周南仲とは別人であろう。

(36) 宮崎前掲論文。『續資治通鑑長編』三七四元祐元年四月癸巳「刑部言、立聚集生徒教授辭訟文書編配法及告獲格、從之」。『宋會要』刑法一―一三元祐元年四月六日同。

(37) これについて管見の限り最新の研究は、中田伸一「沈括の「夢溪筆談」について」『小山工業高等専門學校研究紀要』三三、二〇〇一。

(38) 周藤吉之『宋代官僚制と大土地所有』社會構成史大系八、一九五〇、二九頁。

(39) 青木敦「北宋末～南宋期の法令に付された越訴規定について」『東洋史研究』五八―二、一九九九參照。

(40) 青木敦「南宋女子分法再考」『中國――社會と文化』一八、二〇〇三參照。

(41) 滋賀秀三『清代中國』、二七一頁參照。一方、巴縣檔案、淡新檔案、寶坻縣檔案などを利用し、清代裁判において、清律に民事的要素を見出そうとし、これを含めて調停より裁判官の決斷による判決の確定を主張する Huang. *Civil justice* に對しては、寺田浩明（「清代民事司法論における「裁判」と「調停」――フィリップ・ホアン（Philip C. C. Huang）氏の近業に寄せて」『中國史學』五、一九九五、同「清代聽訟に見える「逆說」的現象について――ホアン氏の「表象と實務」論に寄せて」『中國――社會と文化』一三、一九九八）、王泰升「台灣民事財產法文化的變遷――以不動產買賣爲例」『台大法學論叢』三三―二などに批判がある。ホアン氏と日本側との論爭については寺田浩明「後期帝制中國における法・社會・文化――アメリカと日本の研究者の對話」『中國圖書』一九九七―一、一九九七も參照。

(42) 同書自體、およびこれに關する様々な方面での研究をレヴューしたものとして、高橋芳郎「名公書判清明集」『宋代中國の法制と社會』汲古書院、二〇〇二、および小川快之「『清明集』と宋代史研究」『中國――社會と文化』一八、二〇〇三。

(43) 梅原郁譯注『名公書判清明集』同朋舍出版、一九八六、參照。

(44) 仁井田陞「清明集戶婚門の研究」『中國法制史研究（法と慣習・法と道德）』東京大學出版會、一九六四（初出一九三三）。氏の分類は「質庫・解庫と動產質及び利息」「不動產質」「親族及び隣地者の先買權」「出訴期間」「土地台帳」「離婚」「養子と立繼及び命繼」「家族共產」「遺言」である。

(45) 徐道鄰「宋律佚文輯註」『東方雜誌』復刊四―三、一九七〇。

(46) ディスカッションペーパーである青木敦『宋代判語に見る民事的立法と地價變動　増補版』(二〇〇六年度科學研究費補助金・基盤研究（C）「江西～湖南を中心とした宋朝「政區」の境界に關する研究」*Working and Discussion Paper Series No. 2*) 宋朝政區研究事務局、二〇〇六（以下、DP）に、「付錄：『清明集』戶婚門に見られる法條」として、戶婚門に見られる法律條文、および明確に法律條文の文言を引用している事例を、一〇八條、その關連史料とともに收集した。今後、さらに檢討の上、別稿として發表する預定である。

(47) 以下、『清明集』からの引用が文脈から明らかな場合は、卷と表題のみを記す。卷四「王九訴伯王四占去田產」（范應鈴）、卷四「吳肅吳榕吳檜互爭田產」（范應鈴）、卷四「契約不明錢主或業主亡者不應受理」（方岳）、卷九「過二十年業主死者不得受理」（吳革、宋版に見えず、臨安府）、卷九「揩改契書佔據不肯還贖」にほぼ同じ形で見える。卷五「經二十年而訴典買不平不得受理」所引條文も明らかに同じであり、卷一三「以累經結斷明白六事誣罔脫判昏賴田業」（刑提幹擬）も明らかに同法を意識している。卷四「寺僧爭田之妄」（方岳）は本文で後述のごとく、この法の一部と見られる。岸本氏には「土地市場」刊行以前から様々な教示を賜った。その結果、いくつかの誤解に氣づかせられたことを、謝して記す。『清明集』では、この法を指して「交易法」（「取引の法律」）と稱している例もある（卷四「寺僧爭田之妄」）。ただ、卷五「經二十年而訴典買不平不得受理」の條文は「諸典買田宅經二十年、而訴典賣不明者、不得受理」と、若干異なっているが、實質的に二〇年規定に内容が近く、考察對象とすべく、含めてある。また、卷五「經二十年而訴典買不平不得受理」の「王侍郎の台判」も内容的に深く關連するので、ここに含めた。なお、これ以外にも、卷四「章明與袁安互訴田產」（范應鈴）においては、王文が袁安の不動產を買い入れたところ、突然章明なるものが乾道八年の契書を持ち出してその所有權を主張。しかし判決では、この契約書には後印に印梢がなく、投印の年月も分からない、「契要不明、已に五十年以上を更る、何ぞ照使すべけんや」とあり、この事案も二〇年規定を意識していたと十分に予想し得る。他にも、卷六「爭田業」の「婚田自有年限」、卷六葉岩峰「占賃房：花判」（岩峰）の「如乾道交易八十年、初無受理之條法」というせりふも同樣に出訴年限を意識したものかもしれない。

(48) 巻七「雙立母命之子與同宗之子」(通城宰書擬)および次の「倉司擬筆」、巻八「已立昭穆相當人而同宗妄訴」(翁甫)、巻一一「已有養子不當求立」(葉岩峰)。巻八「父在立異姓父亡無遣還之條」(胡頴)もこの法意を引く。

(49) この戸絶・命繼についての條文は從来から研究が多いが、最近のものとして李淑媛『爭財競產——唐宋的家產與法律』五南圖書出版公司、二〇〇五、第四章參照。

(50) それぞれについて專論などがあり、ここで列擧する暇がないが、概ね仁井田「清明集」において「養子と立繼及び命繼」「家族共產」「遺言」に分類されている諸法である。詳しくはDPに分析の經過を載せているが、他日機會があれば詳論の予定である。

(51) 仁井田「清明集」は「出訴期間」に分類しており、岸本「土地市場」は「受理期間限定型」の法律と稱する(二三二頁)。

(52) 巻九「有親有鄰在三年內者方可執贖」、巻九「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」(胡頴)。

(53) 巻四「游成訟游洪父抵當田產」(范應鈴)。これ以外にも、巻四「漕司送下互爭田產」(范應鈴)、巻五「重疊交易合監契內錢歸還」(立齋姚)、巻六「以賣爲抵當而取贖」(吳革)、巻九「重疊」(翁甫)、巻一二「豪橫」(蔡杭)。

(54) 巻四「漕司送許德裕等爭田事」(范應鈴)、巻九「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造墾種聽從其便」(胡頴)。仁井田「清明集」四一七頁。

(55) 人倫門一〇「兄弟論賴物業」(劉克莊)「已分財產滿三年而訴不平、及滿五年而訴無分違法者、各不得受理」。巻五「姪與出繼叔爭業」(翁甫)には「分財產年而訴不平、又遺囑滿十年而訴者、不得受理」との法律も見える。

(56) 巻六「贖屋」(吳革)

(57) 巻六「執同分贖屋地」(吳革)

(58) 高橋『譯注』一六六頁、岸本「土地市場」二五六、二五八頁。

(59) 『宋會要』刑法三—四七紹興五年閏四月一〇日。「問隣規定」の「滿三年不許受理」。

(60) たとえば南宋において、越訴對策として紹興年間に「斷由」を給する制度が作られた。その際の紹興二二(一一五二)年(『要錄』五月辛丑條)の右諫議大夫林大鼐の言によれば、遠方より越訴してくる健訟の人々が少なくな

い、欲すらくは今後、婚田・差役などの訴訟においてはかつて結絕すれば當事者に斷由を給するよう、とあるから、當時政府を惱ませた健訟問題の主たる内容は婚田・差役であった。青木「越訴」、劉馨珺『明鏡高懸』三二一頁。また、湖南においても、訴訟の大半は田訟である、との記述が見える（後述）。

(61) 「諸典賣田產、年限已滿、業主於務限前收贖、而典主故作遷延占據者、杖一百」（卷九「典主遷延入務」（胡頴））に關わるかも知れぬが、同法には一〇年とは記されておらず、不明。卷五「妻財置業不系分」（翁甫）に、典の契約について「三年の限の外に在るに係り、まさに訴理すべからず……爭端は務限の内に在り、まさに贖を聽すべらざると雖も、但だ」云々とある。

(62) 卷五「從兄盜賣已死弟田業」（建陽佐官）、卷九「重疊」（翁甫）。

(63) 卷四「游成訟游洪父抵當田產」（范應鈴）、卷六「抵當不交業」（吳革）。

(64) 卷九「過二十年業主死者不得受理」（吳革）、卷五「典賣園屋既無契據難以取贖」（莆陽）。

(65) 卷四「吳肅吳榕吳檜互爭田產」（范應鈴）

(66) 仁井田「清明集」三九〇～三九一頁。

(67) 『宋刑統』一三戶婚律「典賣指當論競物行」「……應典及倚當莊宅物業與人、限外雖經年深、元契見在、契頭雖已亡歿、其有親的子孫及有分骨肉、證顯然者、不限年歲、並許收贖……」。

(68) 李孟傳が「錢主」「業主」のいずれかに該當するのか不明であるが、ともかく契約書の眞僞を證明できる者であり、本條文が適用されたのであろう。姓は異なるが契約代理人か牙保人の類か。

(69) 例えば前にも觸れた命繼や女に家產分割する宋代の複雜な戶絕法の成り立ちについては様々な研究がされているが、さらに「戶絕命繼、從房族尊長之命」「夫亡妻在、則從其妻」など様々なパーツが複雜に組み合わさっていることが看取できる。

(70) 佐立『清明集』、青木前稿。

(71) 卷九「親鄰之法」（胡頴）。また卷四「漕司送下互爭田產」（范應鈴）には東西南北の順に聞くとある。

(72) 宋代判語における法條の引用には、特に厳格な形式はない。判語に限らず、宋代史料には「在法」として、「 」

でくくり得るがごとき書き方で引用されることもあるし、引用というよりも主旨に言及、ないしは要点に触れるだけの形（主意文）もある。これらは截然と區別されているわけではないし、またさたにこれ以外にも、當事者たちに、特定の法律を強烈に連想させるであろう言い方もある（注(47)既出の卷四「章明與袁安互訴田產」（范應鈴））。要點に觸れるだけの言い方としてはたとえば『慶元條法事類』八〇雜門「諸色犯姦」に「諸妻犯姦、從夫捕」という捕亡敕がある。『清明集』中、この法は「在法、姦從夫捕」（卷一〇「夫欲棄其妻誣以曖昧之事」（胡頴））、「在法、諸姦、許夫捕」（卷一二「道士姦從夫捕」（胡頴））など字句にこだわらずに「法」として引用され、あるいは「達善與妻王氏有姦、姦從夫捕、當究其實可也」（卷六「爭業以姦事蓋其妻」）など、法というより常識を述べるような調子で言及しているものもある。

(73) 高橋芳郎「宋代官田の所謂佃權について」『宋代中國の法制と社會』汲古書院、二〇〇二。

(74) 劉佃について、周藤吉之「宋代佃戶の劉佃制――官田を中心として」『唐宋社會經濟史研究』東京大學出版會、一九六五、有斐閣、一九五六、草野靖「宋代の劉佃」『史艸』一一、一九七〇、柳田節子「宋代地主制と公權力」『宋元社會經濟史研究』創文社、一九九五、高橋「佃權」など。

(75) 『羅鄂州小集』（羅願）卷五「鄂州到任五事劄子」「一臣竊以、重湖之外、舊多曠土、非謂來者不願開耕、只緣舊請佃人包占過多、既不能偏耕、遇有劉請、輒稱已耕熟田、不容請佃、檢視定奪、紛然不已、又當官者各據所見、或欲招來新民、或欲存恤舊戶、自非稍見地段、難得整齊」。羅願は乾道二年進士、この文章は乾道四年かそれよりすぐ後。官田の劉佃問題などで舊來より參照されてきた史料である。

(76) 『雙溪類稾』卷二二「上孫漕」「臨湘爲縣、地止一鄉、民止數千戶。視江浙間繁難之縣、其詞訟不及百分之一也。然以炎之遲鈍不才處之、則不可以民訟爲少、而不盡其心。況一縣之人、所謂詞訟、半是論訴田疇。官司理斷爭田之訟、先憑干照、既有干照、須問管業、則條令自有明文如「契要不明、限以二十年」是也。或問開荒、則指揮自有明文如「已耕熟田、不許執舊契劉奪」是也。然據兩辭所供、則管業開荒、難以見其虛實其勢。又須問及鄰保、則事之曲直、人之情僞、方別白而不可逃。而臨湘人戶爭競田土、又與他處不同。或有契據不明界至交互之人、或有雖納稅賦並無契據之人、或有不納一文一粒賦稅亦無一字契據之人。炎爲因事之宜、斟酌人情、依傍法意、平心理斷、不敢

狥一己私意有所偏曲、亦不容吏輩執覆有所眩惑、此邑人之所通知也」。

(77) 法律上「契要」には比較的細かい規定があった。『宋會要』食貨六一―六五紹興三一年六月二二日條によれば、田宅の典賣には契要格式があるが民間は多くこれによっていないとする戶部員外郎馬騏の指摘により、戶部が看詳し、契要には頃畝、間架、四鄰所至、稅租役錢を明記し、立契の業主、鄰人、牙保、寫契人が書字しない限り、違法に田宅を典賣したとして斷罪することとした。

(78) 『棠陰比事』「江分表裏」。

(79) 仁井田「清明集」三八七頁。鄭定・柴榮「兩宋土地交易中的若干法律問題」『江海學刊』二〇〇二―六は北魏以来この慣習があったと述べる。郭成偉・蕭金泉編『中華法案大辭典』中國國際廣播出版社、一九九二、四五二頁參照。『棠陰比事』「劉相隣證」に「按賣田問隣、成券會隣、古法也」。

(80) 仁井田「清明集」三八九頁。

(81) 『宋會要』刑法二―四七紹興五年閏四月一〇日條。「戶部言「賣田宅、依法滿三年而訴、以利息、債負准折、或應問鄰而不問者、各不得受理。邇來田價增高於往昔、其賣、典之人、往往妄稱親鄰及墓田鄰至不曾批退、或稱卑幼瞞昧、代書人類百端規求。雖有滿三年不許受理條限、綠日限太寬、引惹詞訟」。詔典賣田產、不經親鄰及墓田鄰至批退、一年內陳訴、出限不得受理」。

(82) 『宋會要』食貨六一―六四、年不明（紹興五～九？）八月二九日條「臣寮言「典賣田宅、批問鄰至、莫不有法。比緣臣寮申請、以謂近年以來、米價既高、田價亦貴、遂有詐妄陳訴、或經五七年後、稱有房親墓園鄰至不曾批退、乞依紹興令、三年以上、並聽離革。又緣日限太寬、引惹詞訴、請降詔旨、並限一年內陳訴。欲乞將上件指揮、並行寢罷、只依紹興敕令施行」。從之」。

(83) 前出『宋會要』食貨六一―六四同日。

(84) 卷九「有親有鄰在三年內者方可執贖」、卷九「禁步內如非己業只不得再安墳墓起造斆種聽從其便」（胡頴）

(85) 李錫厚「宋代私有田宅的親隣權利」『中國社會科學院研究生學報』一九九九―一は『清明集』の若干事例を、親隣認定の厳格化と捉える。

(86) 巻一二「檢法書擬」(「結托州縣蓄養罷吏配軍奪人之產罪惡貫盈」(宋自牧)に續く)に「在法、剪鑿錢取銅、及賣買興販之者、十斤配五百里」とあるのは、『慶元條法事類』巻二九「鈃鑿錢寶」に見える賞格に相當するのであろう。

(87) 巻四「游成訟游洪父抵當田產」(范應鈴)中の同規定を、梅原『清明集』一三五頁は「すべて田宅を交易した場合、三年を過ぎてから、利息付の負債で相殺したいといっても、官司はどれも受理しない」と譯され、劉馨珺氏は内容を斟酌して「田宅を典賣し取引が終了して三年が滿つれば、業主が官府に提訴した場合、錢主が業主に、もともと抵當した田宅であるのに錢主に典賣したことにするよう強要されたと訴えでても、官は受理しない」と解釋され(劉『明鏡高懸』三三一頁)、高橋氏は「法の意圖は、「利息付の債務と田宅の取引とは、各々別個の取引として決濟せよ、借金のかたに田宅を充ててはならない」という點にあったと思われる」(高橋『譯注』三九頁)と解釋する。なお、一般的な債務不履行案件の不受理條件の中に、欠が五年以上である場合や、賣價の釣り上げとならんで穀米を價錢に准折させ、辨濟させることもあるから(『慶元条法事類』巻八〇「出舉債負」關市令)、債務の准折は官に好まれなかったようである。

(88) 『羅鄂州小集』巻五「鄂州到任五事劄子」「一、臣聞、導民之務、莫如重穀。在朝廷表而出之、則人情益勸。竊見民間、昨因闕食、以田產從人貿易頗得穀米、以濟饑歉。後來歲事既復、多訴稱元典賣、非見錢。有司拘文、往往便用准折之律、奪田還之。臣以爲、在法、有利債負准折價錢者、謂累積虛利折彼良田、故爲立禁。若有實錢相貼、猶應准數還之。其穀米雖非見錢、然當歲之艱、或持錢不得穀。錢穀相權、未知孰重。稍值豐歲、一槩奪還、臣恐從今以往魯不復贖人矣。願下有司酌立中制、其因歉歲以產業貨易口食者、得比見錢、書其直于契約、而有司察其估之過甚者。雖非經常之制、庶幾緩急、有無相通、濟人窘闕」。

(89) この判語については、周藤『唐宋社會』、一八九頁。

(90) その他巻六「抵當不交業」(吳革)に「諸典賣田宅並須離業」とあり。

(91) 大意は省略するが、高橋『譯注』一七一～一七四頁による。

(92) 岸本氏が指摘するように(二二四頁)、土地の回贖にあたっては、各種會子や銅錢のレートの變動に伴い、いか

なる貨幣で原價を支払うかがしばしば紛爭のもととなる。

(93) 契約書の正しさが、「人情」と稱される狀況證據よりも優先される好例は右出卷六「以賣爲抵當而取贖」(吳革)。

(94) エスター・ボズラップ(安澤秀一・安澤みね共譯)『人口壓と農業——農業成長の諸條件』ミネルヴァ書房、一九九一、一四八～一五一頁。

(95) 同治『續修東湖縣志』五「疆域下・風俗」「彝陵自設府以後、流庸浮食者衆、五方雜處、風俗大變。……凡健訟犯科者、多系流寓浮籍、土着者稀焉」。

(96) 楊國安『明清兩湖地區基層組織與鄉村社會研究』武漢大學出版社、二〇〇四、一一七～一一九頁。

(97) 中島樂章「元朝統治と宗族形成」『宋——明宗族の研究』汲古書院、二〇〇五。

(98) 仁井田「清明集」三八九頁。

(99) 堀井聡江「エジプト民法典における先買權の立法目的」『東洋史研究』六五—一、二〇〇六。

(100) 筆者をしてこの類似性に氣づかしめたのは、土肥祐子教授であった。教授の教示に深謝したい。

(101) 佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集　第一卷　鎌倉幕府法』岩波書店、一九五五、二九五頁。

(102) 上杉和彦『日本中世法體系成立史論』校倉書房、一九九六、一四二頁の譯による。本稿執筆者過程で氏より多大な教示を受けたことを謝して記す。

(103) 笠松宏至『日本中世法史論』東京大學出版會、一九七九、一一五～一一六頁。

(104) 佐藤・池内『鎌倉幕府法』七頁。

(105) 長又高夫「『御成敗式目』成立の背景——律令法との關係を中心に」『國學院大學日本文化研究所紀要』九五、二〇〇五。

(106) 筧雅博『蒙古襲來と德政令』(日本の歷史一〇)講談社、二〇〇一、一一五頁。

(107) 青木「越訴」參照。

＊本稿は文科省科學研究費の成果である。

(文学研究科助教授)

SUMMARY

Development, value of land, and civil laws:
on several land property laws seen in *Ch'ing Ming Chi*

Aoki ATSUSHI

Kiangsi was notorius for litigiousness during the Sung period. One wellknown aspect of its characteristics is use of civil laws in court, despite there were even no such series of laws in other periods. In lawsuits in the periods of Ming and Ch'ing, often regarded as the typical model of Chinese traditional legal order, magistrates did not use civil laws with some exceptions of a few *li*'s in the the Ming or Ch'ing codes, which actually worked no more than as a rhetric to justify his rulings. In contrast, the Sung government provides numerous civil laws, which is regarded exceptional in the Imperial period. Recently Professor Kishimoto Mio highlightened the origin of the custom of chao-chia, or additional charges for sold-out land by the old sellers, which to an extent explains existence of order preservation system developed in the Ming and Ch'ing periodes. She also clarifies why civil laws regarding land transactions existed in the Sung, as well as why it disappeared until the Ch'ing. After showing empirical data, she concludes that inflation of prices lead to occurance of conflict over land property, and that development of custom of additional charges after transaction reduced need for magistrates' intervention.

This article analyses the three representative civil laws found in *Ming Kung Shu P'an Ch'ing Ming Chi,* the only surviving big volume of trial record compiled before Ming, namely "the twenty-years law", "the law of relatives and neighbours", and "prohibition of barter of cash and land". Thus it is found that the laws are to adjust land-property rights in two situations: monetary inflation followed by inflation of land prices, and rise of value of land by development and immigraton. It is also argued that these laws are to an extent universal; one similar to "the twenty-years law" is known to have existed in Kamakura Japan, and what "the law of relatives and neighbours" is like are seen in Islamic laws. The author concludes these features of the Sung legal culture are not unique by their own, but rather universal and not anomaly.

キーワード：健訟，民事的法律，開発，宋，武家法